

農山漁村における宿泊体験活動の受け入れのための手引き

～子ども農山漁村交流プロジェクトの推進に向けて～

平成 20 年 3 月

農林水産省 農村振興局

はじめに

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験を推進するため、農林水産省では平成 19 年 8 月、総務省、文部科学省との連携事業として「子ども農山漁村交流プロジェクト～120 万人・自然の中での体験活動の推進～」を発表し、今後、全国的な体験活動を展開するため各種事業に取り組む予定としているところです。

本書は 3 省連携の下で進める上記プロジェクトの中で行われる農山漁村における宿泊体験活動に際し、受け入れ側にかかる体制作りや準備等に関し、参考資料となることを目的に作成するものであり、関係省庁の協力も得ながら作成しています。

本書が、これから宿泊体験活動の受け入れを推進していこうとする農山漁村地域において、幅広い関係者に利用されることを期待しております。

本書の作成にあたり、ご協力をいただいた先行事例地、学校の関係者各位に対して深く感謝の意を表す次第です。

平成 20 年 3 月

農林水産省
農村振興局農村政策課

本書のねらいと使い方

本書は「子ども農山漁村交流プロジェクト」において小学生の受け入れを行う地域に向けて参考となるよう、既に農山漁村での宿泊体験活動の受け入れを行っている地域への聞き取り調査やアンケート調査に基づき、標準的な事項について整理したものとなっています。

実際に地域で受け入れを行っていくには、既に取り組んでいる地域の創意工夫を実際に体験するなどにより研究を重ねていく必要があります。

■本書のねらい

小学校の、かつ1週間程度と長期に亘る宿泊体験活動の受け入れは、個人旅行などの一般的な旅行とは違うノウハウが必要となってきます。そのため、これから受け入れを行っていくと検討する際の参考としていただくために本書を作成しました。

■対象とする読者

本書が対象とする読者は、これから「子ども農山漁村交流プロジェクト」において宿泊体験活動の受け入れに取り組もうとしている地域の推進組織や行政を対象としています。

■本書の構成

第1章では、宿泊体験活動の現況や農山漁村地域において宿泊体験活動の受け入れに取り組む意義について整理しています。

第2章では、実際に受け入れを行っていくためにはまずどのような受け入れ体制をつくっていくべきなのか、標準的な考え方を示しています。

また、農林漁業体験活動の実施（プログラム開発等）についても触れています。

第3章では、実際に宿泊体験活動の受け入れを行う際に、行うべき事項を整理しています。

■本書の使い方

宿泊体験活動の受け入れに関して、推進体制の構築から実際の受け入れまで必要な事項について、順に読み進むように構成されています。

<目次>

第1章 農山漁村における宿泊体験活動受け入れの考え方.....	1
1.宿泊体験活動の現況.....	1
2.宿泊体験活動とは.....	2
3.宿泊体験活動の受け入れに取り組む意義.....	3
4.受け入れまでの実施事項.....	5
第2章 宿泊体験活動受け入れの準備.....	6
1.受け入れの発意.....	6
（1）農林漁家が率先して取り組む場合.....	6
（2）観光関係者（観光協会など）が中心になって取り組む場合.....	6
（3）地方自治体が中心になって推進する場合.....	7
2.推進体制の構築.....	8
（1）地域受入協議会の設立.....	8
（2）関係者の理解促進と意識啓発.....	11
（3）受け入れ先の確保.....	13
3.事業計画の策定.....	16
（1）事業計画の必要性.....	16
（2）宿泊体験活動受け入れの前提整理.....	19
（3）基本方針の検討.....	20
（4）基本コンセプトの検討.....	22
（5）設備投資の検討.....	24
（6）安全管理の検討.....	25
（7）収支計画の検討.....	34
（8）人員計画の検討.....	35
4.受け入れスケジュールの考え方.....	37
（1）素材を見つける（フィールドを知る）.....	37
（2）スケジュールのフレームをつくる.....	38
（3）個々のプログラムを検討する.....	39
（4）スケジュールの実施計画を作成する.....	40
（5）実施のための準備を行う（装備や資料の準備、リハーサル）.....	40
（6）実際の受け入れスケジュールを確定する.....	41
5.受け入れのモデル.....	42
第3章 宿泊体験活動受け入れの実施.....	43
1.受け入れ業務の役割分担.....	43
2.受け入れの実施.....	45
参考	
一般的な宿泊施設としての設備要件.....	58
地域受入協議会の準備チェックリスト.....	60
参考文献.....	61

第1章 農山漁村における宿泊体験活動受け入れの考え方

1.宿泊体験活動の現況.....	1
2.宿泊体験活動とは	2
3.宿泊体験活動の受け入れに取り組む意義.....	3
4.受け入れまでの実施事項.....	5

第1章 農山漁村における宿泊体験活動受け入れの考え方

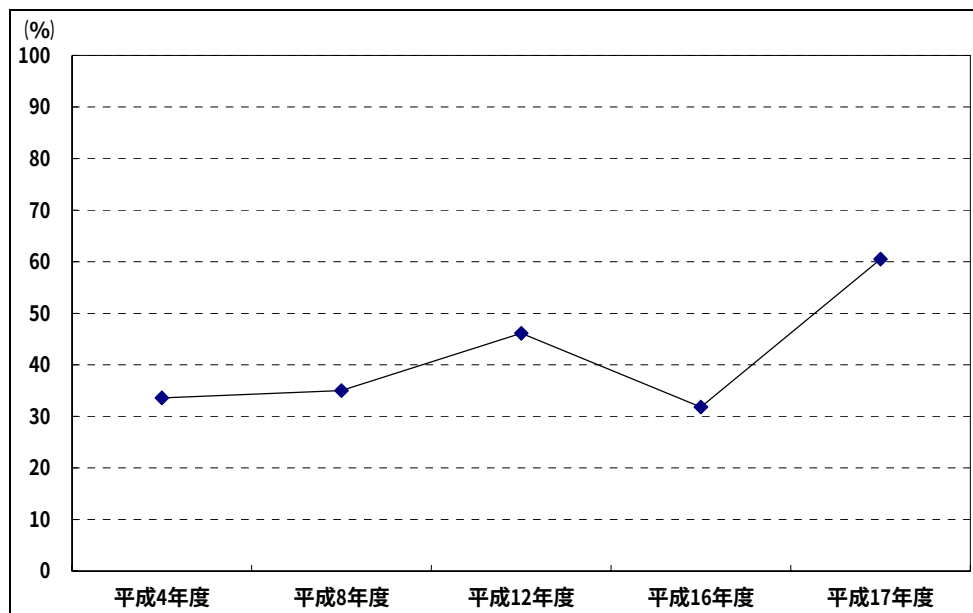
1. 宿泊体験活動の現況

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小中学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進するニーズが高まっており、既に各地で取り組みが開始されています。

農山漁村での宿泊と農林漁業体験活動を通じて、子ども達が受け入れ先の家庭と交流することによる感受性の向上や、農林漁業体験を通じた生きた学力の向上といった効果が期待できる、との理由から、授業の一部として長期宿泊体験に取り組む自治体や、受入先として多くの小中学校から繰り返し利用されている自治体など、都市と地方との共生・対流の一つの姿として、今後ますます増加することが期待されます。

このような社会背景を受けて、農林水産省、総務省、文部科学省では3省連携事業として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を立ち上げ、今後、全国2万3千校の小学校（1学年120万人を目標）で体験活動を展開することを目指して、小学校の農山漁村での長期宿泊体験活動を推進することとしています。

小学校における体験学習の実施率の推移



資料）教育旅行白書 2007 （財）日本修学旅行協会

2. 宿泊体験活動とは

この手引き書における「宿泊体験活動」とは、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の考え方にに基づき、小学校の児童が、授業の一環として農山漁村に一週間程度滞在する活動を指しています。また、宿泊施設は以下の種類の施設を想定しています。

- ・ 一般の農林漁家への宿泊
- ・ 農林漁家民宿（農林漁家を改築・改装し、旅館業法における簡易宿所などとして許可を受けたもの）

本資料内の説明も上記施設の利用をイメージしたものとなっていますが、一方で、小学生の農山漁村における長期宿泊体験活動、という特徴を考慮し、プロジェクトでは地域の実情に応じ、上記施設に加え、それ以外の宿泊施設（少年自然の家や廃校を利用した公的宿泊施設等）との組み合わせによる受け入れも想定しています。ただし、その場合においても、児童を受け入れるにあたっては、農山漁村での生活体験を経験させる、という趣旨を踏まえつつ、児童一人一人に対して目配り気配りができる施設（→P13 参照）であることが条件となります。

3. 宿泊体験活動の受け入れに取り組む意義

(1) 児童（学校）側にとっての意義

① 学ぶ意欲や自立心が育成される

農林漁家に滞在し、家事や食事の手伝いをしたり、農林漁業体験を行うことで、児童の学ぶ意欲や自立心を育み、学校教育が目指す「生きる力」につながります。また、1泊2日とは異なる長期宿泊体験では、親元から長く離れることもあり、明らかに子ども達がたくましくなったとの評価が寄せられています。

② 農林漁業等の生産現場への理解と食の大切さを学ぶ

児童が食糧の生産現場や収穫の現場を自ら体験することで、日常何気なく口にしている食べ物大切さを再認識するといった「食育」につながることも期待されます。農山漁村の営みと児童自身の生活とのつながりを意識させることで、農林漁業が「いのち」を育み、「いのち」をつなぐ行為であることを、実体験をもって理解することができます。

③ 思いやりの心が醸成される

仲間との宿泊体験や農林漁業体験等を通じて、普段の生活ではお互いに見ることができない本当の姿に触れることによって、相手を思いやる心が醸成されることが期待されます。

④ 規範意識が身に付く

かつて大家族が主流であった時代には、両親、祖父母、近隣住民など、多様な世代の中でうけるしつけや教育を通じて、普段の行動における価値判断の基準が育まれていましたが、核家族化が進んだ現在、特に都市部の児童にとっては、そのような経験が少なくなっています。

宿泊体験活動を受け入れる家族と生活を共にし交流を図ることで、そのような規範意識を養うことができます。

(2) 受け入れる地域側にとっての意義

① 地元住民に活力をもたらす

受け入れに伴って地域の歴史や文化が見直され、その結果、地元に対して自信を持ったり、児童との交流によって意識の活性化が図られたりすることで、地元住民に活力をもたらすことが期待されます。地域文化を伝えるおじいさん、おばあさんの活躍や、農林漁業等の生産現場に対する児童達の真剣なまなざしは、郷土の良さの再発見や再認識、誇りに繋がるものです。

例) 地域に若年層が滞在する事によって活気が生まれる

児童と交流することによるやりがい創出される

地域ブランド、地域イメージが向上する

農山漁村と都市との相互理解と交流が創出される
長期的な定住予備軍が育成される

②地域のお産業に対して経済波及効果が発揮される

宿泊体験活動の受け入れでは、地域の特色を生かすことが特徴です。地域の人材を活用して体験を行ったり、地場産品を食材に用いたりすることが多く、地域内の他産業にもたらす経済波及効果は大きくなります。

<地域で消費されるもの>

宿泊（宿泊体験）収入
体験プログラム参加費
指導者への謝金 等

<居住地に帰ってから消費されるもの>

通信販売による農産品購入 等

4.受け入れまでの実施事項

	受け入れ準備										受け入れ実施																						
											前日まで								前日	当日					終了後								
地域受入協議会	受け入れの発意	推進体制の構築		事業計画の策定								受付窓口業務	下見対応	歓迎式・お別れ式会場の確保	協力受け入れ先希望調査	各種体験プログラムの手配	学校との連絡調整	関係機関への連絡	(下見対応)	受け入れ家庭への通知	欠席者の確認	受け入れの確認	最終受け入れ人数の確認	各受け入れ先に関するお願いの配布	歓迎式（お別れ式）の運営	引率教師の巡回案内	夜間等緊急時の対応	児童の健康チェック	請求書・領収書の発送	各受け入れ先への料金の支払い	受け入れ先・学校へ事後アンケートの実施	受け入れ先反省会の開催	事業報告書の作成
		地域受入協議会の設立	関係者の理解促進と意識啓発	受け入れ先の確保	宿泊体験活動受け入れの前提整理	基本方針の検討	基本コンセプトの検討	設備投資の検討	安全管理の検討	収支計画の検討	人員計画の検討																						
	受入スケジュールの検討・準備 ①素材を見つける ②スケジュールのフレームをつくる ③個々のプログラムの検討する ④スケジュールの実施計画をたてる ⑤実施のための準備を行う																																
農林漁家民宿・民泊受け入れ家庭	受け入れの発意			受け入れの検討	事業計画の策定							下見対応	受け入れ希望日程等の連絡					(下見対応)	生徒プロフィール・健康調査票の確認	日程・計画表の確認	体験用の備品の準備	受け入れ						料金の受け取り	事後アンケートへの対応	反省会の実施			
(体験プログラム実施団体)	個々の体験プログラムの検討・準備																		(下見対応)	備品準備	フィールドの状態確認	プログラム実施											
	①②③④ 実施のための準備を行う フレームをつくる 素材を見つける																																
学校（参考）											現地の下見				しおり作り			生徒プロフィール・健康調査票の提出	欠席する生徒の連絡		実施								事後アンケートへの対応				

第2章 宿泊体験活動受け入れの準備

1.受け入れの発意.....	6
2.推進体制の構築.....	8
3.事業計画の策定.....	16
4.受け入れスケジュールの考え方.....	37
5.受け入れのモデル.....	42

第2章 宿泊体験活動受け入れの準備

1. 受け入れの発意

【取り組みのポイント】
受け入れに当たっては、行政と民間が一体となった取り組みが重要です。

体制づくりのきっかけとしては、様々なものが考えられますが、実効性のある取り組みとするためには、行政と民間が一体となった取り組みが求められます。

(1) 農林漁家が率先して取り組む場合

すでに一部の農林漁家が積極的に事業を展開している地域においては、それらの主体が率先して、行政、観光関係者や地域住民との間で協議の場を設けていくことが受入組織を確立する上で大切です。

受け入れに対する地域関係者のコンセンサスを得るとともに、関係者間で生じる利害関係についても協議し、宿泊体験活動の受け入れが地域産業の振興に役立つような協調体制を築くことが重要になります。

さらに、関係者間のみで解決できない問題が生じたり支援が必要な場合には、地元の地方自治体などと相談して両方で解決していくことが必要です。

(2) 観光関係者（観光協会など）が中心になって取り組む場合

宿泊体験活動受け入れの取り組みがまだ行われていない、あるいは地域に十分根づいていない地域において、地域の観光振興に積極的に活用しようとする場合、その効果を直接的に期待できる観光関係者（観光協会など）が主体的に取り組むことが考えられます。

この場合、観光関係者が受入家庭を発掘したり、すでに活動している農林漁家に呼びかけながら、一体的に宿泊体験活動を活かした地域の観光商品化に取り組むことが基本になります。

その際においても、取組に対する支援や、展開の広がりを考える上で、行政との連携は重要です。さらに、宿泊体験活動をより裾野の広い地域産業の振興に役立てたり、展開していく場合には、地域住民も含めた地域一体となった取組が望まれます。

（３）地方自治体が中心になって推進する場合

宿泊体験活動受け入れの取り組みがまだ行われていない、あるいは地域に十分根づいていないような地域において、農林漁家や観光関係者の中で取り組む体制がとりづらい場合、地方自治体がイニシアチブをとって、観光関係者や地域住民との協議・調整の場を設け、地域における宿泊体験活動受け入れの有用性や観光振興に活かすための具体的な取り組み方などを検討していくことが望まれます。

また、場所によっては都道府県レベルで推進組織（協議会）を立ち上げているところもあります。地域受入組織の立ち上げや運営に当たって、支援を受けられる場合もありますので担当窓口にご相談してみることも検討しましょう。



<ひとくちメモ>

- 特に取り組み当初には、推進役として行政の主体的な関与が不可欠です。
-

2.推進体制の構築

(1) 地域受入協議会の設立

【取り組みのポイント】

幅広い主体が参画して、取り組みの中心になる地域受入協議会を設立することが必要です。

宿泊体験活動の受け入れを決定したら、最初に行わなければ行けないのは地域受入協議会づくりです。協議会が必要となる理由としては以下のようなものがあげられます。

- ・取り組みを意欲的に牽引する中心母体となり、地域全体の意見交換や関係者間の調整役を果たす
- ・対外的な広報や、受け入れに当たっての窓口を一本化する必要がある
- ・保険の団体加入など、受け入れの仕組みづくりにあたって効率化が図れる 等

また、宿泊体験活動の受け入れに当たっては、地域を挙げた取り組みが重要になるため、幅広い主体で構成されることが望まれます。

想定される構成主体の例を挙げると以下ようになります。

- ・観光協会
- ・農林漁業協同組合
- ・受入農林漁家
- ・宿泊施設
- ・婦人会
- ・体験プログラム実施団体
- ・行政（市町村） など

①組織形態の検討

a)法人

社会的な信用を得ることができることが最大のメリットです。

例)

- ・公益法人（財団法人、社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）など）
- ・協同組合（農協、漁協、森林組合など）

b)任意団体

法人格を持たない団体で、有志が集まった団体では、一般にはその成功はリーダーの資質がカギとなります。また、構成員の間に意識や能力の面でのばらつきが見られる場合も多くなります。したがって教育の機会をつくって構成メンバーがレベルアップし、目指す方向性についても互いの認識を共有していくことが望ましいと言えます。

当初から法人としての設立が可能であれば様々な面でメリットがありますが、取り組みの当初は任意団体として発足し、人員体制など一定の組織基盤が確立された段階で法人格を取得するのも一つの考え方です。

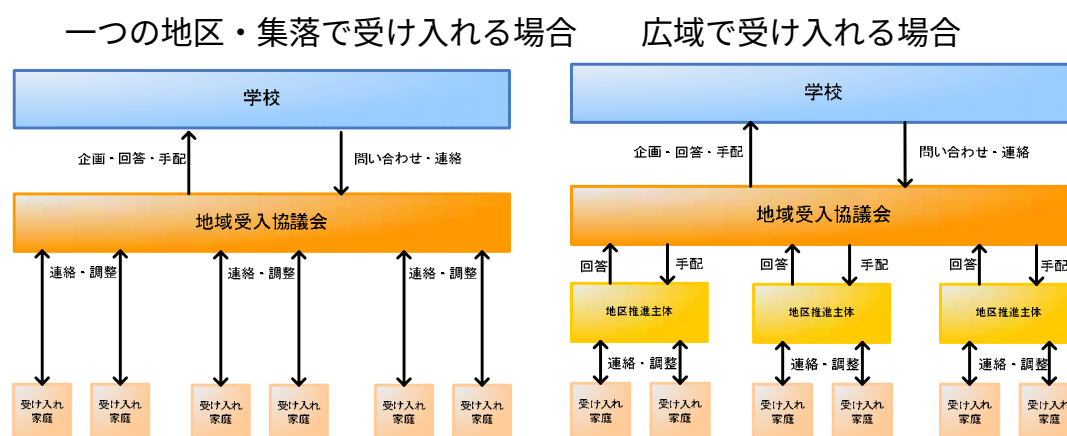
②組織構造の検討

a)限定された地域内で受け入れを行う場合

限定された地域での受け入れの場合、協議組織が「商品作り」「受け入れ」に関してのすべての業務を行います。

b)広域で受け入れを行う場合

市域全体や市町村をまたがるような広域での受け入れを行う際は、全体の取りまとめを行う協議組織と地区毎を取りまとめる協議組織とで連携し役割を分担しながら進めていくことが求められます。



どのような部門からなる組織構造とするかを検討し、各部門の責任と権限を明確化します。地域受入協議会事務局の主な業務としては下記のようなものがあります。

地域受入協議会事務局の主な業務

業務の内容	役割分担	
	限定された地域内で受け入れを行う場合	広域で受け入れを行う場合
・庶務 ・対外的な広報、問い合わせ対応 ・学校との契約、精算 ・協力農家の確保、連絡調整 ・各地区への児童の割りあて ・事後評価（学校、児童、受け入れ先へのアンケート実施等） （・地区推進主体との精算）	推進主体	推進主体
・協力農家の確保、連絡調整 ・各農林漁家への児童の割りあて ・受け入れ当日のオペレーション		地区推進主体

役割分担を明確にすることで、学校からの申し込みから実施までの流れがスムーズになります。「誰が」「何を」「どのように」進めていくのか整理をしておくとい良いでしょう。

<ひとくちメモ>



- まずは任意団体としてスタートして軌道に乗った時点で法人化をめざすなど、段階的な組織発展を目指しましょう。
- どのような部門からなる組織構造とするかを検討し、各部門の責任と権限を明確化することが望めます。
- 中長期的には、自立した組織となるよう組織体制づくりを進めていく必要があります。

(2) 関係者の理解促進と意識啓発

【取り組みのポイント】

関係者間で話し合いを重ねることにより、受け入れの目標を明確化し、結果を共有しましょう。

関係者に理解を呼びかけるとき、もっとも重要なのは、何のために取り組むのかという理由を明確にしておくことです。宿泊体験活動の受け入れに取り組むことによって達成される地域の近未来像が取り組みの目標となります。

宿泊体験活動の受け入れに取り組む背景として、農業の保全、過疎化・高齢化社会の中での生きがいづくり、農業外収入の増、雇用の確保など、発端になる事柄は様々です。重要なのは、それらを踏まえた上で、取り組む理由や目標を話し合い、関係者全員で共有することです。そこで導き出された基本的な考え方は、推進基盤を整備していくための拠り所となり、迷いやトラブルが発生したときに立ち戻るべき原点となるでしょう。

①目標の明確化

地域の現状を踏まえて、「なぜ宿泊体験活動の受け入れに取り組むのか」、「地域づくりのどこに位置づけるか」といった視点に立って目標を考えると良いでしょう。

②話し合いと結果の共有

目標を明確にする段階では、関係者どうして話し合いを重ねることが重要になります。1つのテーマについて参加者が自由に意見を出し合って論点を列挙したり（ブレインストーミング）、ワークショップを開催したりしながら、地元が直面している課題を整理していくと良いでしょう。

話し合いのプロセスや、そこから導き出された結果を公表し、できるだけ多くの人たちと情報を共有できるように心がけ、一部の人だけが知っているという状況をつくらないことが大切です。初期の話し合いのメンバーは、地域の取り組みの生みの親であり、いわば運命共同体です。そのなかでの膝を交えた話し合いは信頼関係の土台となるでしょう。

③関係者の意識啓発

続いて、受け入れの主体となる農林漁家など、関わりが期待される地元住民や各種の関連団体などを対象として、セミナーやシンポジウム、説明会などを開催するのも一つの方法です。

あるいは資料を作成して関係各所に配布し、地域あげでの取り組みが開始されたことを表明し、地域が目指す目標を伝えましょう。また、宿泊体験活動の受け入れにはさまざまな立場にある組織や人の協調が必要であることを知らせ、協力を呼びかけます。

この他、宿泊体験活動の受け入れ先進地では、地元の行政が「取り組み宣言」を発表することにより、地域をあげての取り組みであるという姿勢を明確化するとともに、向かうべき方向性を関係者間で共有化して受け入れに取り組んでいる地域もあります。

（受け入れ先の確保にあたっての留意点、考え方はこの後の項目でも紹介しています）



<ひとくちメモ>

- 迷いやトラブルが発生したときに立ち戻る原点として、取り組む背景を踏まえて、関係者間で議論を共有することが必要です。
-

(3) 受け入れ先の確保

【取り組みのポイント】

農山漁村での生活体験を経験してもらうためには、児童に対して普段の生活ありのままに接しつつ、安全等に関しては目配り気配りを欠かさない対応が可能である受け入れ先を確保していきましょう。

①受け入れ先に求められる対応とは

宿泊体験活動とは、都市部では体験できない「農林漁家の家庭の日常生活」を体験することです。

そのため、受け入れ先には、子どもの行動に過度に干渉することなく、しかしそれと同時に常に行動は見守ってあげている、といった「つかず離れず」の接し方が求められることになります。

これはなかなか難しいことですが、例えば、「親戚の子どもが泊まりにきた時の接し方」をイメージするなどして、できるだけ農山漁村の日常の体験をさせてあげるように留意しましょう。

＜受け入れに当たっての考え方の例＞

- ・お客さん扱いせず、叱るべき時はきちんと叱る。
- ・親身になって接する。家庭では言えない悩みを聞いてあげる。どの子にも分け隔て無く接する。
- ・それとなく子どもの行動は見守ってあげ、からかいや仲間はずれなど、いじめに繋がりそうな行動は注意する。
- ・一方的に「指導する」のではなく子どもと「一緒に活動し創り上げていく」という双方向の姿勢を持つ など

②受け入れ先の確保

取り組みの当初から、地域の多くの関係者の理解と協力が得られればそれが最も望ましいことですが、個別の農林漁家の事情もあり必ずしもそうは行かない場合があります。

そのため、取り組みの初期段階では、核となる数軒の農林漁家等で受け入れを開始し、徐々に地域の「気づき」を促すような方策をとることによって段階的に協力農林漁家数を増やしていくのが良いでしょう。

協力農林漁家を増やしていく方法には以下のようなものがあります。

a)新聞や広報で募集する

地方新聞や自治体の発行する広報紙などに募集記事を掲載する方法です。潜在的に「受け入れてみたい」と考えている農林漁家に対して訴えることができます。ただし、場合によっては広告費などの費用が必要になることもあります。

b)説明会やセミナーを開催して募集する

協力をお願いしたい農林漁家に一ヶ所に集まってもらい、概要について説明する方法です。一度に趣旨を伝えることができます。

先進事例地から講師を招聘し、受け入れの様子やメリットなどを実際に話してもらう講演会を開催することも一つの方策です。

c)個別に説明して理解を得る

最も地道で労力が必要な方法ですが、それだけに趣旨や熱意を直接伝えるには最も確実な良い方法です。

自治体が主導して取り組む場合には、担当の職員が農林漁家に対して直接説明に当たると、日頃からの行政に対する信頼感からより協力が得られやすいでしょう。

d)キーパーソンを通じて理解を得る

農林漁家の理解を得るには、キーパーソンを抑えることも必要です。例えば、まず地域の有力者、名士といわれる人（例えば、自治会長、地区会長、退職した学校の先生など）を説得し、その方の充分に理解を得た上で、間に入ってもらって話を通してもらうと、物事がより円滑に進む場合もあります。

e)受入家庭の家族全員からの理解・協力を得る

宿泊体験活動の受け入れに当たっては、児童が受入家庭に入って共に過ごすことになりますので、受入家庭の家族全員からの理解・協力を得ることが必須条件となります。特に生活体験においては、料理を始めとした家事全般との関わりも深くなりますので、家事を中心的に行う人物の参加と協力が無ければ受け入れは不可能です。

f)地域の婦人会などの協力を得る

受け入れの先進地域の中には、婦人会でその地域ならではの伝統料理を活かした食事メニューの開発を行っている地域もあります。受入家庭において負担の一つである食事に関する部分については、このような組織に協力を仰ぐことも一つのポイントです。

g)まずは試行的に受け入れてもらう

見ず知らずの他人の宿泊を受け入れる事に対して、誰しも始めは抵抗感を持つものです。そのため、一度試行的に受け入れてもらい、実際の様子を体験してもらうと、「やってみたら案外簡単だったし、楽しかった」というように抵抗感が無くなる場合があります。

また、一度受け入れを体験した農林漁家から、口コミ的にその良さや楽しさが伝わり、理解が得られるといったことも期待できます。

h)成功している先進地の様子を知ってもらう

一般の農林漁家にとっては、宿泊体験活動を受け入れるということが実際にどのような事なのか、またそれによってどのようなメリットがあるのかが実感として認識できないために、二の足を踏んでしまうということもあります。

そのため、意欲ある農林漁家を集めて先進地を視察するといったことで、より理解が深まり、学んだ成功の要因を自らの地域の取り組みに活かすといったことも可能になります。



<ひとくちメモ>

- まずは、核となる受入家庭を確保しましょう。核となる受入家庭・キーパーソンを中心として、段階的に理解を得ていくと良いでしょう。
-

3.事業計画の策定

(1) 事業計画の必要性

【取り組みのポイント】

関係者間で目標や取り組み方法を共有するため、事業計画を作成することが求められます。

高い理想を掲げて宿泊体験活動の受け入れの実践に取り組む主体も多いですが、一方で、受け入れに係る経費や一定の利益が確保できなければ継続的な運営はできません。受け入れに係る支出や手間と収入とのバランスを取り、持続的に適正な事業運営をしていくためには、先を見通した事業全体の計画を立てる必要があります。

また、宿泊体験活動の受け入れに際しては地域が一体となった取り組みが必要です。そのためには取り組む主体間で地域が目指す到達点とそこに至る取り組みの方法を共有し、常に立ち戻ることのできる基本方針や基本コンセプトといった内容も織り込んだものとして取りまとめると良いでしょう。

関係者間での打合せ内容がそのまま計画に相当する場合がありますが、より多くの人に内容を知らせるために計画書を作成して文章で書き記しておく良いでしょう。この作業を通じて、意見交換だけでは気づかなかった事柄も整理できるという利点もあります。

この際、目先のことにとらわれず、将来にわたってその地域で宿泊体験活動の受け入れがどのような役割を担っていくのか、という長期的なビジョンも重要となります。事業計画にもとづき着実に事業を進めることが、宿泊体験活動の受け入れを始めた「思い」を果たすことにつながるのです。

事業計画は関係者間の議論の経過を受け、関連の既存計画や法制度などとの調整を図ったうえで行政または推進組織が主体となって策定します。

＜事業計画の構成＞

事業計画ではこれらの内容を網羅するような構成で作成すると良いでしょう。

このような情報は、受け入れに当たって「地域側で整理すべき情報」ともなります。

事業計画の構成案

a)地域の現況と取り組みの前提	・地勢、風土 ・農林漁業の現況 ・上位計画 ・関連法制度 等
b)基本方針 基本コンセプト	・なぜ宿泊体験活動を受け入れるようになったか ・他地域に負けない地元の「売り」は何か ・どのようなメッセージを児童に伝えたいのか ・何を感じて、何に喜び、何に驚き、何に感動してほしいのか
c)地域受入協議会の概要	・構成主体 ・事務局体制
d)受け入れまでの手続きの流れ	・申込み ・受け入れ先への割りあて ・変更の手続き
e)交通アクセス	・地域までの交通アクセス ・地区内での移動手段
f)受け入れ・滞在環境	・受け入れの特徴 ・受け入れ先一覧（一般農林漁家、農林漁家民宿、自然の家などの公共施設等） ・受け入れ先位置図 ・受け入れ先別受け入れ可能人数（農繁期、農閑期別）
g)体験プログラム	・実施の特徴 ・体験の一覧と学習内容（どのような体験ができるのか例：田畑・果樹園・牧畜等の農作業体験、郷土料理調理体験など） ・体験フィールド位置図 ・体験別実施可能人数（農繁期、農閑期別） ・指導員（インストラクター）数 ・雨天、荒天時の対応 ・料金 ・精算方法
h)安全管理	・講じている事故防止方策 ・加入している保険の概要（対象範囲、補償内容） ・緊急時の連絡体制（病院、警察、消防）

i)受け入れスケジュール	・一週間程度の滞在を想定したタイムスケジュール（午前、午後、夜） ・モデル日程
j)収支計画	・見込まれる収入と支出（事務局経費、受け入れ先へ支払う料金など）
k)その他	・個人情報の取扱方針 ・滞在中の保護者からの問い合わせ対応 ・引率者の扱い

【参考】学校から入手すべき情報

実際の受け入れに当たっては、下記のような情報を学校から入手し、地域側の条件とすり合わせる必要があります。

- ・学習の目的（カリキュラムの中の位置づけ）
- ・人数
- ・実施希望時期
- ・日数
- ・予算（トータル、交通費）
- ・希望する方面
- ・希望する交通手段

(2) 宿泊体験活動受け入れの前提整理

【取り組みのポイント】
事業計画を作成していく上で、整理すべき事項を事前に確認しておきましょう。

①地域の現状と課題

②環境分析

地域までの交通アクセスや地域内での移動手段についても整理をしておきましょう。

③宿泊体験活動の受け入れの必要性

対象地域が抱える課題や、環境分析、宿泊体験活動受け入れの必要性について、議論された内容を体系的に整理します。

④関連する既存計画や各種制度

関連する既存計画や法制度としては、次のようなものが考えられるので、これらをリストアップし、受け入れ方法の検討を行います。

☐上位計画

総合計画／観光振興計画／自治体の長期総合計画／地元企業の環境や観光関連の動向など。

☐法制度等

国・県による農林漁家民宿に関する規制緩和の状況、民泊に関するガイドライン等

※児童の受け入れ先としては、既存の農林漁家民宿等の利用など様々な施設を利用することが考えられますが、一般の農林漁家や農林漁家民宿での受け入れに際しては、各都道府県の規制緩和や民泊に関するガイドライン等の状況を確認しましょう。

(3) 基本方針の検討

【取り組みのポイント】

受け入れに当たっての前提となる基本方針を整理します。

①理念

宿泊体験活動の受け入れを実施するにあたっての柱となるもの、それが理念です。なぜ受け入れようと思ったのか、まさにその背後にある「思い」を言葉にしたものが理念になります。受け入れの考え方のよりどころとなる理念は、準備段階における「関係者の理解促進と意識啓発」の段階で確認されます。理念は、事業計画を立てる前にあるべき重要なものです。最近では、企業の姿勢が問われるような社会的信用が下落する問題が多発し、企業理念の重要性があらためて問われています。自分たちの事業の存在意義は何であるのか、何を大切にしたいのかを決めておくことが必要です。

宿泊体験活動を受け入れる地域受入協議会は、独自の商品展開によって、さまざまな内容の農山漁村体験プログラムを実施するのが理想的です。

ただし、観光振興の側面から見た他地域との競争や、地域一体型の宿泊体験活動を推進するという点では、対象地域で実施される宿泊体験活動のコンセプトには一貫性を持たせたほうがよく、そのほうが学校側へのアピールや地域内での理解促進に効果的である場合が多くなっています。

宿泊体験活動のコンセプトを考えるうえでもっとも重要なのは、以下の点を明らかにし、それを受け入れに当たっての基本姿勢とすることです。コンセプトは、できるかぎり平易な言葉で、簡潔に表されるほうが学校への到達度が高まります。抽象的な表現は避け、誰にでもわかる表現で、紙に書き記すとよいでしょう。

- ☐ 他地域にない地元の個性、体験の特色、受け入れ体制の売りは何か。
- ☐ どのようなメッセージを児童に伝えたいのか。
- ☐ 何を感じて、何に喜び、何に驚き、何に感動してほしいのか。

②目標像

事業の到達目標として、中期（3～5 年）、長期（5～10 年）といった段階毎に、地域が目指す目標像を設定するとよいでしょう。

<目標像の設定の例>

中期目標（3～5 年）

- ・本業である農林漁業との両立を図りながら一定の児童数を受け入れている。
- ・受入組織の体制が確立されている。

長期目標（5～10 年）

- ・子どもだけでなく大人の滞在客も受け入れるだけの受け皿が出来ている。
- ・受入組織は自立した運営がされている。

(4) 基本コンセプトの検討

【取り組みのポイント】

受け入れ先でのサービスについては、無理のない範囲で対応するとともに、一定の水準が確保されるように平準化を図りましょう。

① 宿泊体験活動

宿泊体験活動の受け入れについては、下記のような項目を整理しましょう。

☐ 受け入れの特徴

☐ それぞれの受け入れ先の大まかな受け入れ可能人数

受け入れにあたっては、ありのままの農山漁村の生活を体験してもらうことが望ましく、たとえば、食事のメニューは地元の食材や郷土料理の調理法を取り入れたものとするなどの配慮が必要です。

また、学校から、各受け入れ先でのサービスについて平準化を求める声もあります。このため、やはりある程度の水準については統一することによって、児童間で大きな不公平感が残らないようにする工夫が必要となります。

そのためには、食事の内容や滞在中の時間の過ごし方などについて一定のガイドラインを示したマニュアルを作成して配付したり、ホスピタリティ（おもてなし）の考え方について学ぶ研修会を実施するなどが考えられます。

ただ、実際には個々の学校の教育方針等によって、滞在中の決まり事を設定している学校もあります。基本的にはその都度学校の方針をよく把握した上で、それに従った対応が求められると言えます。

いずれにしても、学校が最も望むことは、「少人数で受け入れ先の家族と深く交流できること」です。つまり、滞在中には夕食時の家族団らんや体験作業を通しての交流で、普段接している家族や教師とは違う大人等との関わり方などを学ぶことなどを重視しています。

このため、児童の滞在中には、できるだけコミュニケーションをはかるように時間の過ごし方を工夫することが求められます。



<ポイント>

- 無理のないサービスを心掛けることが肝要ですが、サービス水準については最低限の統一化を図ることが望まれます。
- 滞在中の指導方針については、基本的に学校の方針に従うことが望ましいでしょう。

(対応例)

①事務局から各農家に最低行って欲しいサービスを事前をお願いする。

例)・夕食メニューに、必ず1品は郷土料理を入れる。

・食事は子ども達と一緒に作るようにしてもらう。

・夕食後、農山漁村の暮らしについて話をする。

②事務局から学校・児童に事前に家庭によりサービスに差があることについて了承してもらう。

②農林漁業体験

体験プログラムについては、下記のような項目を洗い出しておきましょう。

☐特徴（どのような目的を持って受け入れを行っているのか）

☐実施可能時期（1年のうちどの時期に可能なのか）

☐学習内容（どのような体験ができるのか 例：田畑・果樹園・牧畜等の農作業体験、郷土料理調理体験など）

☐それぞれの体験の大まかな実施可能人数



<ひとくちメモ>

➤ コンセプトはできる限り平易な言葉で誰にでも伝わるような表現とすることが望ましいと言えます。

➤ これらの情報は対外的な情報発信にも活用するので、早い段階で整理しておく必要があります。

(5) 設備投資の検討

【取り組みのポイント】

あくまで農林漁家の日常の生活を体験することが目的です。受け入れ家庭に過度な負担をかけないように配慮しましょう、

児童の受け入れにあたり、受け入れ・滞在環境の現状を整理しましょう。

今回の子ども農山漁村交流プロジェクトは、あくまで農林漁家の家庭の日常生活を体験することが目的ですので、特別な設備投資が求められる訳ではありません。

例えば、風呂については家庭用の浴槽では一度に大人数の子どもが入浴出来ない、また家族用の風呂と利用を分けることが出来ない、といった課題が挙げられますが、受け入れの先進事例の中には、近隣の共同浴場を利用することによって対応している地域もあります。

また、受入家庭に同世代の児童がいる場合もありますので、受入家庭の部屋数等に応じて、男女の受け入れを調整するようにしましょう。

宿泊施設としての開業に当たっては、建物や設備に関して様々な規制要件があります。ただし、農林漁家民宿における施設整備については、全国において次のような規制緩和が進められています。

関連法規等	規制緩和の内容
旅館業法関係	通常、簡易宿所営業の許可を得る場合、客室面積は33㎡以上必要ですが、農林漁家民宿においては33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることができます。
消防法関係	農林漁家民宿は、地元の消防長又は消防署長の判断により、避難が容易であるなどの条件を満たせば、「誘導灯、誘導標識」及び「消防機関への警報設置」を省略することができます。
建築基準法関係	住宅の一部を民宿等として利用する場合、33㎡未満の客室面積であって、避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとされます。そのため、火気のある部屋（台所、いおりのある部屋等）の壁・天井を防火上支障のないものに内装する必要はありません。

さらに、都道府県によっては、施設設備のうち浴室、便所、洗面所を家族と兼用を認めるなどの規制緩和を進めてます。農林漁家民宿の開業に当たっては、各都道府県の規制緩和の状況を確認しつつ、必要に応じて対応しましょう。

(6) 安全管理の検討

【取り組みのポイント】

滞在中の安全管理については、学校が最も地域に望む事項の一つです。

滞在中の安全管理については、学校が最も地域に望む事項の一つです。そのため、安全管理の方策をマニュアルなどとして明文化し、各受け入れ先に配付するなどにより、対策意識を徹底するようにすると良いでしょう。

①事故防止の方策

安全管理の基本は「事故を起こさない」ことです。そのためには下記のような点に注意する必要があるでしょう。

<食事>

お客様に食事を提供する業務を行う場合には、食品衛生法の適用を受け、「飲食店営業」の許可施設になる必要があります。この法律は、主に厨房、台所の設備や、食品管理、雑排水処理などの衛生管理について細かく決められています。また、食品衛生責任者を置くことが必要ですが、この資格は講習会など短期間の講習等で取得できます。

都道府県によっては、児童と一緒に食事を作る場合においては、厨房・調理場の設備基準の緩和や「飲食店営業」の許可の対象外としている場合もあります。

食事を提供する際の留意すべき事項として下記には、大まかな項目のみ記述していますが、食品衛生法に則り安全に十分に配慮し提供しましょう。

○加熱調理の徹底

提供する食事は十分に加熱調理したものを中心とし、刺身などの生ものの提供にあたっては食材の品質管理に十分注意しましょう。

○食材の適切な管理

使用する食材の管理については冷蔵、冷凍に充分注意し、日数が経って質が劣化しているものは使用しないようにしましょう。

○消毒や調理前の手洗いの励行

調理の前には必ず石けんを用いて手洗いを徹底するようにしましょう。児童がともに調理場に立って調理を行う場合にも、児童に手洗いを徹底させるようにしましょう。

また、使用する食器も定期的に消毒するなどして衛生管理に留意しましょう。

○定期的な検査の実施

食事を提供する側の検便や検査のための検食保存など、検査をきちんと実施しましょう。検食保存は、万が一、食中毒等の食品事故が起きた際に、早期原因究明、事故対策を立てるうえで重要です。宿泊者に提供した食事と同じもの（一部）を一定時間以上保存する必要がありますが、保存量、保存温度、保存期間など細かな規定がありますので、管轄保健所にお問い合わせください。

○関係者に対する衛生講習会の実施

定期的に講習会を開催するなどして、食中毒を出さないための注意点等を関係者間に周知徹底させることが必要です。

衛生講習会の内容例

1 施設に関する事項

滞在に供する部屋、浴室、洗面所、便所等の施設設備、管理について

2 食品衛生に関する事項

(1) 食中毒とその予防について

(2) 施設、器具、使用水の衛生管理について

(3) 食品の衛生的取り扱いについて

(4) 調理従事者の衛生管理と衛生習慣について

<滞在中全般>

○事前説明の徹底

受け入れ時に、事故を防ぐための注意点を児童にきちんと説明し、理解してもらうようにしましょう。特に、地震や火事などの非常時に安全に屋外に脱出できるように、入居時に避難経路を確認するようにしましょう。

あわせて、安全対策を紙に書いて目に付くところに掲示しておくといでしょう。

○火の始末の徹底

火事を防ぐ対策として、寝る前にはストーブなどの火の始末を確実に行うようにしましょう。

○施錠の徹底

農山漁村など地方においては、都市部と比較して過度に防犯に留意する必要がないことから、家の玄関を施錠しない習慣が残っている地方もあります。

しかしながら、児童を受け入れるに当たっては、万が一の不審者の侵入等に備えて、できるだけ施錠を心がけることが望ましいでしょう。

○建物・設備の保守

建物や設備が老朽化していると、利用時にそれらが破損、故障する事によって思わぬ怪我や事故に繋がる恐れがあります。

これを防ぐため、日頃から使用する建物や設備の状態をよく把握し、不具合が見つかったら直ちに修繕・修理することを心がけましょう。

○児童に対する目配りの徹底

親や教室での授業から離れて、農山漁村で過ごす時間は、児童達にとって開放的な気分で、友達や受入家庭と交流できる貴重なひとときとなりますが、一方で高揚感や気のゆるみからくる事故などにも気をつけなければいけません。そのため、特に夜間においては、児童の自由行動に気をつけて、目の届く範囲内で行動するように注意しましょう。夕食後には団らんや語りの時間を設けるなど、コミュニケーションを図る時間をつくることも一つの考え方です。

また、児童とはいえ、多感な時期を迎えつつあることも考慮し、受け入れ先においては必要に応じて同性同士での相談が可能となるよう留意しましょう。

○緊急時の連絡体制の確立

通常、引率の先生は児童とは別に宿泊施設（本部）に泊まることが多くなります。そのため、緊急時には本部と児童が滞在する各農林漁家の間ですぐに連絡が取れるよう、携帯電話等を活用して連絡網を構築しておきましょう。

また、警察や消防、医療機関にも受け入れの日時と人数などを事前に知らせておき、いざというときにすぐに担当者に連絡が取れるようにしておくことも重要です。

○安全講習会の開催

受け入れのシーズンが始まる前や終わった後には、安全講習会を開きましょう。

初めて受け入れを行う受け入れ先には、事前の安全講習会は必ず出席してもらいましょう。また、受け入れ実績のある家庭についても、常に緊張感を持っていただくために、講習会へ参加していただきましょう。

○寝具等の衛生管理

布団やまくら等についてはカバーを掛け、受け入れが終わるごとに洗濯を行い、また、定期的に日に当てるなど衛生管理に努めましょう。

○長期受け入れに当たっての留意点

子ども農山漁村交流プロジェクトでは、一週間程度の長期滞在を想定しています。

子ども達は初日は緊張していても、2日目以降は慣れてきて、その分、気のゆるみから事故が起こりやすくなりますので、特に滞在期間の中盤から後半にかけて、子どもに注意喚起をするなどして、一定の緊張感を保つように心がけ

ましよう。

＜体験プログラム実施時＞

体験プログラム実施時における主なリスクとしては、次のようなものが考えられます。

自然環境の危険	・気象：気温変動、大雨、河川の増水、強風、落雷など ・地形：山崩れ、落石、危険な急斜面など ・動植物：ハチ、毒ヘビ、ケムシ、ウルシなど ・水：水深、急流、潮流など
身体的な危険	・病気：伝染性病原体や寄生性病原体による疾病、食中毒、その他の疾病 ・怪我：滑る、転ぶ、ぶつかる、落ちるなど
人為的な危険	・人間関係：児童どうしの喧嘩など ・対物：刃物や火、道具の使い方のミス、交通事故 ・主催者：指導者の過失、無理な計画、技術不足の指導者による事故

また、上記のようなリスクに対して、体験プログラムの実施者が講じるべき対応策としては、次のようなものが考えられます。

○安全管理のための装備を整える

体験プログラム実施中に児童がケガをして動けなくなった場合、現場の指導者だけでは対応が難しい場合もあります。この場合、別のスタッフが応援に向かう、最寄りの指導者が支援する、救急車を呼ぶ、といったことが必要になります。

こうした緊急事態に迅速に対応するために、携帯電話や無線等でお互いの連絡網を確立しておく、現場での強力な「セーフティ・ネット」ができあがります。これによって、地域全体で安全対策がしっかりされていると評価されることに繋がります。

また、児童の具合が悪くなった時に備えた最低限の装備を準備しておきましょう。

◆装備リストの例

- | |
|---|
| ☐ 救急セット（三角巾、消毒薬、包帯、脱脂綿、トゲ抜きなど）
☐ 内服薬各種（下痢止め、鎮痛薬、抗アレルギー剤など）
☐ 携帯電話・無線 |
|---|

○プログラムの実施条件や安全管理の方針の明確化

悪天候や急激なフィールドの状態変化等によって、プログラムの実施が難しくなる場合もあります。その場合のことを想定した実施の条件について決めておきましょう。

また、実施が危ぶまれる状況において、実施するか否かの判断をいつまでにするのか、さらに、中止にした場合は代替プログラムが用意されているのか、といった事項についても明確にしておきましょう。

○指導者の事故対応訓練

プログラム実施中に児童が急病や転倒などで捻挫や骨折を起こし歩行困難になった場合などに備えて、対応方法を明文化するなどして共有化しておきましょう。

また、こうした万が一の事故に備えて、指導者は事前に訓練をおこなう必要があるでしょう。

◆事故対応方針の基本事項

- ☐ 急病やケガの応急手当の方法
- ☐ 指導者自身が搬送するか、スタッフや受入協議会、救急等への救援依頼の方法
- ☐ 搬送の病院の設定と病院側への事前説明
- ☐ 救助を依頼した場合、その後の対応（他の参加者の扱いなど）
- ☐ 事故の原因・記録の方法

○無理のない参加人数と十分な指導者数の設定

プログラムの参加人数が多いと、伝えたいテーマが伝わらないばかりか、指導者の目が行き届かなくなり安全上の問題が生じることがあります。

また、例えば、1人の指導者が引率している場合、1人でも具合が悪くなり歩行困難にでもなると一行の行動が足止めされることになり、参加人数が多いほどその確率が高くなるので、指導者が責任を負える人数には自ずと限界が生じます。

こうしたことを認識し、無理のない参加人数を設定する必要があります。明確な基準はありませんが、各地で行われている自然ガイドツアーの事例等を参考にすると、指導者1人につき7～10人以内の参加人数が望ましいと言えるでしょう。（つまり、クラス単位であれば少なくとも2～3人の指導者がつく必要があると言えます。）

○参加する児童のレベルに合わせた安全なプログラムづくり

例えば、体力に自信のない児童が含まれる場合等には、言うまでもなく、その児童を基準にして安全なプログラムとする必要があります。このために受け入れが決まった段階で児童の情報を得ておくことが重要です。

また、安全なプログラムにするには、あらかじめフィールドの下見を行い、落石、崩落、増水など、特筆すべき危険な場所がないかどうかチェックしておく必要があります。

もし、荒天などに遭遇し安全管理上、予定のプログラムが実施できそうにならない場合のために代替プログラムを用意しておくことが望ましいでしょう。

○必要な体力・装備についての児童（学校）への事前説明と安全講習

プログラムによっては一定の体力が必要だったり、また欠かせない装備（靴、服装など）もあるので、児童（学校）に対して受付時に、そのことを伝えておく必要があるでしょう。

また、児童に対しては、例えば午前中に刃物の使い方やライフジャケットの使い方についての学習をおこなった上で、午後に体験プログラムを実施するなど、スケジュールの中にプログラムとして安全講習を組み込むというのも一つの考え方です。

○保険への加入

体験プログラムの実施においては、様々な事故が発生する可能性があります。この場合、地域受入協議会（もしくはプログラム実施者）は催行者としての責任を問われ、損害賠償が求められることもあるので、保険への加入等により十分な備えを講じてください。

（保険については次ページ以降で解説しています）

②保険への加入

滞在中または体験プログラム実施中の安全確保のために様々な対策を取ったとしても、予測できない事故や怪我が発生する可能性をゼロにすることはできません。

事故が起ってしまった場合、その損害に対する責任の取り方として、損害賠償金を支払わなければならないことがあります。損害と責任の大きさによって賠償金の額も異なりますが、額が大きくなった場合には受入事業の運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対する補償の備えとして有効な手段が保険への加入です。万が一に備えた対策を取っているという地域の取り組み姿勢は、受け入れに当たって学校に対して安心感を与えることにもつながります。

宿泊体験活動の受け入れに当たっては、受け入れ側が加入する保険と、学校側（児童）が加入する保険に分類することができます。

a)受け入れ側が被保険者となる保険

農林漁家民宿や一般の農林漁家において、宿泊体験活動中に施設内で起きた事故により、滞在者が被る損害賠償を補償する保険です。

一般の農林漁家については、協議会やNPO法人が契約者となる保険と家庭毎で加入する保険があります。また、一般の農林漁家が加入する保険では、保険が適用される事故が施設事故のみに限られている場合もあります。地域の受け入れ形態を考慮して、適切な保険に加入しましょう。

※一般の農林漁家において、飲食物を提供する場合は「生産物事故」についても保険適用の対象となるようにしましょう。

※宿泊と併せて屋外で農林漁業体験等を行う場合には、当該の体験等で想定される事故・災害を補償する保険にも加入しておくことが必要となります。

b)学校側（児童）が被保険者となる保険

児童自身が偶然の事故で怪我をした場合や、加害者として他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任保険を追う場合に支払われる保険です。つまり、受け入れ側が事故の加害者でないケースを補償する保険となります。

学校が保険契約者となり、児童を取りまとめて被保険者にする契約方式は「包括契約」と呼ばれます。加入者の名簿を持つ1つの団体が窓口となって、契約をまとめることができるので、加入漏れの防止や契約事務の簡素化が図れる利便のいい契約方式です。

通常、この保険の加入は、国内旅行者自身が自らのリスク補償のためにすべきものですが、多少のリスクのある体験やイベントでは、参加者が偶然の事故

に遭ったり、他人に損害を与えることは充分起こりえるため、受け入れ側が保険加入を勧めるケースがあります。

その方法としては、次の 2 つのパターンが実際的に行われています。

- ① 受入側が参加者から保険料を徴収して保険会社と契約し、保険を掛ける。
- ② 受入側が参加者に同保険を掛けることを勧める（学校側が契約者となり、保険を掛ける）。

どちらの場合も、契約者に関わらず包括契約は有効ですが、例えば①について体験を通年で提供する場合、年間を通しての包括契約に加入すれば、随時、加入手続きを行うよりは、事務を簡素化することができます。

保険の種別

保険の種別			内容	販売されている保険の例
被保険者		種類		
受け入れ側	旅館業法の営業許可を取得している施設	宿泊体験活動を実施している施設内（屋内）で想定される事故・災害を補償する保険	・施設事故 ・生産物事故 ・受託物事故	・旅館賠償責任保険 ・民宿賠償責任保険 ・登録体験民宿賠償責任保険
	一般の農林漁家		・施設事故 ・生産物事故	・農林漁家民泊賠償責任保険 ・ファームステイ保険
	体験指導者 インストラクター	屋外での体験等で想定される事故・災害を補償する保険	・対人賠償 ・対物賠償	・体験指導者賠償責任保険 ・認定グリーン・ツーリズムインストラクター賠償責任保険
学校側（生徒）		生徒自身が怪我をした場合や加害者になったときに補償される保険	・傷害事故 ・賠償責任	・国内旅行傷害保険 ・グリーン・ツーリズム参加者傷害保険

③事故発生時の処置

十分な事故防止方策をとっていても、事故が発生することもあります。非常時を想定した訓練や確認を日ごろが心がけるようにしましょう。

○迅速・的確な処置

発見者は直ちに受入責任者、先生に連絡しなければなりません。事故が発生した場合、被害者に対する措置を最優先し、程度に応じて人命救助、健康保全のため必要・適切な処置をとるようにしましょう。

医療処置が必要な場合は、医療機関に場所や状況を伝え、応急処置の指示を仰ぎましょう。素人判断で勝手な処置を行うことはたいへん危険です。

状況によっては、消防署、警察署、保健所等へ報告すると共に被害者の家族に知らせるようにしなければなりません。

また、子どもによっては具合が悪くても受け入れ先の家族に相談しづらくて黙っているケースも考えられます。そのため、子どもの様子には常に気を配り、こまめに声かけを行うようにしましょう。また、症状が軽度と思われても安易に判断せず、事務局と相談するなどして、組織だって対応できる体制を整備しておく必要があります。

○緊急の連絡体制

事故が発生した際、現場の担当者は、直ちに受入責任者に連絡し、「いつ、どこで、誰が、どうした」という事故状況を的確に報告しなければなりません。これより、関係機関等への連絡を速やかにでき、事故状況に応じた対処の手配・協力を得ることができます。

何よりも大切なことは、いかなる場合でも冷静に、迅速・的確な処置を判断することです。



<ひとくちメモ>

- まずは「事故を起こさない」ことを大前提として十分な対策を講じることが求められます。
 - また、万が一の事故に備えて保険に加入するなどのリスク低減方を講じる事も必要になります。
 - 保険の加入に関しては、特約などの利用により受け入れ側が加入すべき保険の補償事項に漏れないように確認してください。
 - 学校が加入している保険についても事前に確認し、双方で補償事項に漏れないようにしましょう。
 - 事故発生時の訓練や確認を日ごろから行いましょう。
-

(7) 収支計画の検討

【取り組みのポイント】

取組の早い段階から、持続的な運営に向けた収支計画を立てておく和良好的でしょう。

事業の継続のためには、込まれる収入と支出を適正に把握し、現実に即した収支計画を立てる必要があります。

地域受入協議会としての主な収支項目としては、以下のようなものが想定されます。

【収入】

- ・会費（各受入家庭や賛助会員からの会費）
- ・協力金（学校、旅行会社からの受け入れ料金から事務局費用として定額を差し引くなどして徴収）
- ・行政からの補助金
- ・各種助成金 等

【支出】

- ・事務局経費（人件費、事務所経費等）
- ・受け入れに係る実費（保険料等、材料費等）
- ・受入農林漁家への支払い配分 等



<ひとくちメモ>

- 協議会の持続的な運営のためには、資金と人材の確保が最も重要となります。

(8) 人員計画の検討

【取り組みのポイント】

取り組みの中心になる協議会事務局長などのコーディネーター役の存在が非常に重要になります。

① コーディネーターの必要性

地域受入協議会事務局には専従の職員を置いて受け入れの調整を行えることが理想です。

しかしながら、組織的、資金的な基盤が確立されていない取り組み当初の段階では、専従職員を雇用することが難しい場合がほとんどです。その場合は、取り組みを推進する主体から職員が兼務する形で事務局機能を担うという方法をとる場合もあります。

子ども農山漁村交流プロジェクトの推進において、関係主体を取りまとめ、取組の中心になる「事務局長」などのコーディネーター役の果たす役割は大きくなります。コーディネーターは、期待される役割の性格上、地元に住居することが必須です。こういった人材は地域外からスカウトしてこることも可能ですが、できるかぎり地域の中から適任者が現れ、さらなる能力開発によって地元で育っていくことが望ましいと言えます。

コーディネーターは、宿泊体験活動の受け入れのみならず、観光による地域活性化を推進する場面でなくてはならない存在ですが、えてして地域ではその必要性に対する認識が低いことが多いのが現状です。

② コーディネーターに求められる能力

行政主導で宿泊体験活動の受け入れを推進する場合は、行政や観光関連団体の担当者がコーディネーターを担うことで、取組がスムーズに推進すると思われます。また、地域の観光産業従事者など、観光振興に関わる業務に就いている人の中にも適任者がいることがあります。

コーディネーターには、宿泊体験活動に関する幅広い情報に加え、受け入れ先の特徴はもちろん、事故などのリスクを軽減するのに必要な保険や法律などに関する基礎知識などが求められます。また、コーディネーターは、円滑かつ継続的に取組を推進していくために、農林漁家や行政、観光関連団体、さらには地元住民相互間の意見の橋渡し役となります。また、さまざまな案件の調整を行う役割も担うので、信頼が厚く、人格者であることが望まれます。

③コーディネーターの育成

このような人材を、集合教育や教材などを活用して育成するのは困難です。また、現時点ではコーディネーターの育成を主目的としたセミナーなどはあまり充実していないのが現状です。

このため、コーディネーターが、宿泊体験活動推進に関するさまざまな知見を得るためには、他地域などでの取り組み例にふれ、苦労話や成功例を地元に当てはめてみるのがもっとも効率的でしょう。他の先進地域の視察や意見交換、または各地域のコーディネーターが集うセミナー等に参加して、実情についての情報交換を行うことができるような機会を設けることが、コーディネーターの育成には不可欠です。



<ひとくちメモ>

- コーディネーターは学校にとっては地域の顔となります。受入家庭にとっても学校への窓口となる重要な存在です。専門として取り組む人材を確保することが望ましいでしょう。
-

【取り組みのポイント】

伝えたいテーマを表現する「ストーリー」を設定し、それに沿って滞在期間中のプログラムを組み立てましょう。

「肉体的・精神的に発達途上にある」という児童の特質を考慮し、メリハリのあるスケジュール構成やプログラム内容を検討しましょう。

受け入れ先に過度な負担とならないようなスケジュール構成やプログラム内容を検討しましょう。

1 週間にも亘る長期宿泊体験においては、様々な農林漁業体験メニューが提供できる一方で、間延びしない、飽きさせない工夫も求められます。地域としてどのような素材を持っていて、魅力を感じてもらえるかについて、関係者で十分に話し合っ受て受け入れスケジュールを検討するようにしましょう。

(1) 素材を見つける（フィールドを知る）

①五感を使って自分で体験する

楽しく心に残る経験のためには、参加者に実際に体験をしてもらうことが重要です。参加者にできるだけ、触れる、聞く、においを嗅ぐなどの五感を使ってもらうことがより印象的な体験を生み出す事になります。

参加者の感覚を的確にひきだすために、素材探しの際には提供する側自身が、自ら五感を使ってその行為を体験することを心がけましょう。

②地域の特徴を意識する

また、プログラムを実施する際、その地域の特徴は何かということを常に意識しなくてはなりません。それぞれの地域には必ず固有な特徴があります。それを見つけだすようにいつも心がける必要があります。そうすることが参加者が非日常性に気づくことにつながり、またその地域のおもしろさを盛り込むことにもなります。このような地域の特徴や固有性を強調することは競争力にもつながります。

③自分の伝えたいことを意識する

何より、提供する側がそれぞれ自分の中に伝えたいメッセージや内容を持っていなくてはなりません。そのメッセージや内容を意識しながら、どんな素材を使うのか、あるいは素材をどのように使うのかを考えるようにするようにしましょう。

(2) スケジュールのフレームをつくる

①テーマ設定の前提の確認

長期にわたる受け入れを通して、伝えたいテーマを設定しましょう。その上で、テーマに沿った個々のプログラムを組み合わせ、ストーリーを作成しスケジュールを組み立てていきます。

ここで、テーマとは、参加者が細かいところを忘れてしまっても思い出せるような全体を貫くメッセージです。テーマは体験の焦点であり、それがきちんとプログラム参加者に伝わることによって印象が強まり、満足度が高まります。

また、競争力のある長期宿泊体験活動にするためには、どこでもできる内容では魅力がありません。その地域にあった長期宿泊体験活動を展開をするためにもテーマの選出は重要になります。

②スケジュールの流れの検討

スケジュールの構成は、参加者が興味を引くような流れとして、大きく「つかみ・導入」、「展開」、「まとめ」の三つの段階に分類することができます。

③ストーリーを作る

宿泊体験活動の全体スケジュールは、テーマに基づきストーリーに沿って展開されます。プログラムの印象は、テーマだけではなくストーリーの展開によっても大きく影響されます。児童に飽きられないようなメリハリのある内容構成としたいものです。

例) テーマを「米の収穫」とし複数のプログラムを組み合わせる場合

- (ア) 【農作業体験】米の収穫、脱穀・粳摺り、精米を体験する
- (イ) 【生き物観察】田んぼにすむ生き物を観察する
- (ウ) 【伝統芸能体験】収穫祭で奉納する踊りや歌を体験する
- (エ) 【郷土食体験】収穫されたお米でおにぎりや伝統食を作る
- (オ) 練習してきた伝統芸能を披露し、収穫祭を行う

(3) 個々のプログラムを検討する

農林漁業体験については、農山漁村のありのままの生活を伝えていくため、プログラムとして特別な準備を行う必要はありません。ただ、小学生は長時間にわたって集中することが難しいため、長時間同じ作業に取り組むということは難しいでしょう。途中で適度な休憩を挟む、無理に作業を続けさせず児童のペースで取り組ませる、などの配慮が必要となります。

その他、受け入れ期間中は必ずしも農林漁業体験のみで構成することにこだわる必要はありません。普段自然と接する機会の少ない児童にとっては、自然の中を散策するだけでも新鮮な体験となるでしょう。

なお、受け入れ期間中すべての行程を受け入れ先で対応する必要はありません。受け入れ先に過度な負担とならないようなプログラムについても検討しましょう。市内散策や歴史資料館の見学なども良いでしょう。

伝統芸能・工芸、トレッキングなどの自然体験などは、地域内で取り組んでいる団体をお願いするなど地域としての受け入れプログラムを準備しましょう。

可能であれば、地元の児童との交流の場を設定することも検討してみましょう。異なる環境の児童達が、農山漁村での生活体験を共有することは双方にとって貴重な教育機会にもなるとともに、地元の児童に対しては、地域の良さを再認識する機会となることも期待できます。

また、プログラムに対する学校側のニーズを把握する意味で、事前に、学校側と宿泊体験活動中に実施してみたいプログラムなどについて話し合い、場合によっては一緒に検討していくということも考えられます。

(4) スケジュールの実施計画を作成する

①おもしろさの確認

農林漁業体験や宿泊体験は、ありのままの生活を伝えていくように心がければ十分ですが、どの説明についても、児童には素材について充分体験してもらうことを意識し、メッセージを投げかけていくようにしましょう。

「体験」ということは具体的であるが「解説」は具体的な場合と抽象的な場合があります。常に児童にわかりやすく提示できるような解説手法を考えましょう。

②企画をまとめる

全体のスケジュールを通して、個々のプログラムが適切に配置されているか、児童ならびに受け入れ先への負担が大きくなっていないか確認をしましょう。

個々のプログラムによっては、天候に左右されるものもあるので、雨天時の代替プログラムについても事前にまとめておきましょう。雨天時の農林漁業体験は、屋内でできる作業（わらじ作り、縄ない体験、郷土料理作りなど）を実施出来るように準備しておきましょう。

(5) 実施のための準備を行う（装備や資料の準備、リハーサル）

①実施企画書の作成

ねらいやテーマ、実施の運営計画をはじめ、実施までの準備計画をまとめた企画書を作成します。想定される作業を中心に必要な備品や留意点を書き込み、スタッフ間で共有するようにします。

実施企画書の作成項目例

ねらい・テーマ	・全体スケジュールの中のストーリーにおける位置づけ ・どんなことを感じて欲しいか
内容	・プログラムの概要
日時	・実施日 ・開始時刻 ・所要時間
受け入れ人数	・参加予定人数
場所	・実施する場所
タイムテーブル	・天候も考慮した案を考え、その概要を記述する
事前準備計画	・下見、調査、備品準備などのプログラム実施までに行わなければならない作業内容を期日も合わせて記述する
備品	・前日までに用意する備品、当日必要な備品などを列挙する

②事前準備

体験に必要な器具や装備、資料などを準備します。また、プログラムで体験となる実施場所の調査を行い、危険な箇所がないかを点検します。

また、雨天時などの天候や突発的な事故によって、当初予定していたプログラムの実施ができなくなる場合もあります。そういったケースを想定して、代替できるプログラムを用意しておくことも必要になります。

③リハーサルの実施

ひととおりプログラムの内容が固まったら、実際に自分たちで体験したり、地域の小中学校の児童の協力を得てリハーサルを行うとよいでしょう。このことにより、時間配分や現場での不具合などを事前に洗い出すことができます。このようなリハーサルを何回か繰り返して改善を積み重ね、内容をより完成に近づけていきます。

(6) 実際の受け入れスケジュールを確定する

受け入れ期間中のスケジュールや個々のプログラムの配置については、学校側とじっくりと話し合いを行い、双方納得の行くスケジュールとする必要があります。

特に、児童の安全面について注意が必要であるため、学校側がプログラムの下見等を終えた上で受け入れスケジュールを確定させることが望ましいでしょう。



<ひとくちメモ>

- 宿泊体験活動は、「農林漁家の家庭の日常生活」を体験することが目的です。受け入れ先、子どもたち双方に無理が出ないように配慮しましょう。
-

5.受け入れのモデル

既に宿泊体験活動の受け入れを実施している地域の取り組みを参考にして、3泊4日及び一週間程度の滞在を前提としたスケジュール例を想定すると以下のようになります。ただし、このスケジュールはあくまで一例です。地域の特性を活かし、農山漁村の魅力を子ども達に伝え、交流が図られるスケジュールはどのようなものなのか、について関係者で創意工夫をこらして検討するようにしましょう。(滞在中は一般の農林漁家、農林漁家民宿もしくは公的宿泊施設等への宿泊を想定しています。)

	午前	午後	夜
1日目	・集合、出発 ・移動	・到着 ・開校式 ・民宿散策	・はじめましての会
2日目	・稲刈り脱穀体験	・脱穀、選別体験	・精米
3日目	・伝統芸能体験	・郷土食体験	・収穫祭
4日目	・清掃・閉校式 ・移動	・学校着、解散	

	午前	午後	夜
1日目	・集合、出発 ・移動（バス）	・到着 ・開校式 ・稲の束ね方練習 ・民宿散策	・はじめましての会
2日目	・稲刈り脱穀体験	・脱穀、選別体験	・手紙書き
3日目	・自然散策 ・田んぼの生物観察	・間伐体験 ・キノコのほだ木づくり	・精米
4日目	・市内めぐり（バス使用）	・伝統産業体験（陶芸、和紙など）	・星空観察
5日目	・移動（バス） ・地引き網体験	・物販施設・資料館見学 ・漁港・市場見学	・精米 ・昔話
6日目	・登山	・伝統芸能体験	・手紙書き
7日目	・郷土食体験（収穫祭）	・郷土食体験（収穫祭）	・ありがとうの会
8日目	・清掃・閉校式 ・移動	・学校着、解散	

第3章 宿泊体験活動受け入れの実施

1.受け入れ業務の役割分担.....	43
2.受け入れの実施.....	45

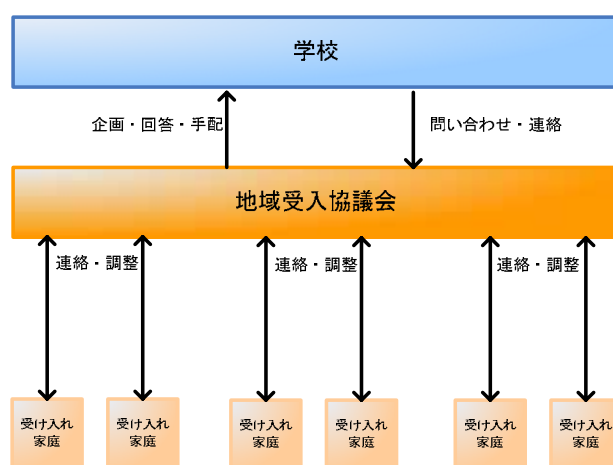
第3章 宿泊体験活動受け入れの実施

1. 受け入れ業務の役割分担

【取り組みのポイント】

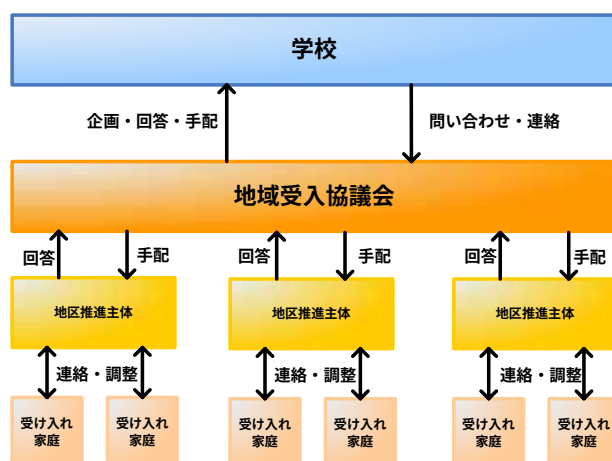
地域の特性に応じた推進体制を築きましょう。型にとらわれることなく、地域に応じた体制を築くことが持続的な取り組みにつながります。

「A：一つの地区・集落で受け入れる場合」



ひとつの市町村での受け入れる場合や、受入家庭が点在する場合などは、協議組織が対外的活動・内部との調整等を担いましょう。

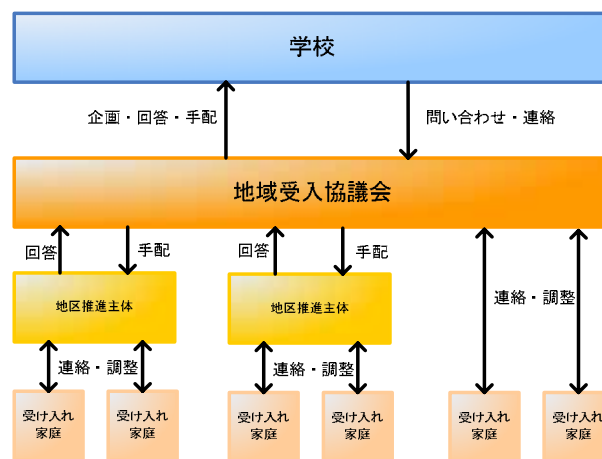
「B：広域で受け入れる場合」



受け入れ地域が広域となる推進体制で進めていく場合は、全体の協議組織と市町村ごとの地区推進主体で役割分担を行うと効率的に進むでしょう。プロモーションや窓口など対外的な業務については「協議組織」で全体コーディネートの役割を担いましょう。受け入れ先との連絡調整などの対内的な業務については、「地区推進主体」が担いましょう。広域で受け入れを実施する場合でも、地区推進主体となる組織がない場合や受入家庭が点在する場合は、Cのように複合的な体制で進めていく場合もあります。

受け入れ先と協議組織が直接つながっていることで、現場の声が届きやすく受け入れ先のモチベーションを高く保つことができるという利点を活かすこともできます。

「C：複合的な体制」



2.受け入れの実施

【取り組みのポイント】

受け入れまでの各段階で実施すべき業務を整理します。

スケジュールや手法は地域や学校によって異なります、下記のスケジュールを目安に、地域・学校にあった手順・方法で進めていきましょう。

受付窓口業務

次年度の学校予算の確定後、学校では宿泊体験活動プログラムの実地地域の選定が始まります。そのため、実施年度前年の12月ごろから予約が入り始めることになります。

<受付内容>

- ① 実施日程
- ② 大まかな人数

6ヶ月前

下見対応

担当教師が実地踏査に訪れ、実際に地域でどのような体験ができるのか、誰が指導にあたるのか、その学習効果など学習プログラム作成のための下見に訪れます。農林漁業体験だけでなく、自然学習や社会見学など幅広い体験プログラムを用意しておきましょう。この際、地域の特徴や体験の特徴などの資料を準備しておくといいでしょう。

また、先生方の受け入れに当たっては、実際に受け入れる家庭やインストラクターに協力をお願いしましょう。

以降、実際の受け入れまでに、学校と連絡を取り合いながら、受け入れスケジュールについて話し合いを行い、スケジュールを確定させましょう。

指導者や体験場所を確実に確保するためにも、1ヶ月前までにはスケジュールを確定させる必要があるでしょう。

＜下見の目的＞

- ・ 受け入れスケジュールの作成のため、体験場所・体験内容について下見
- ・ 事故を事前に防ぐため、危険箇所や安全管理のチェック
- ・ 児童が円滑に能率よく行動ができるように、ルート等確認

＜チェック項目＞

① 宿泊先

- ・ 実際にどのような家庭に受け入れてもらえるのか
- ・ 危険箇所の有無と安全確認

② 農林漁業体験

- ・ 体験場所の安全確認
- ・ 体験プログラムの内容確認
- ・ 行動範囲の中の交番・病院の確認
- ・ 緊急連絡場所と連絡方法の確認

歓迎式・お別れ式等の会場確保

受け入れ学校の規模にもよりますが、大型バスが駐車でき学校全体で歓迎式・お別れ式を執り行うことができる広さのある場所を確保しましょう。

協力受け入れ先希望調査

受け入れ日程表と受け入れ希望調査票を受け入れ先に配布しましょう。一般家庭に受け入れをお願いする場合は、実施日よりあまりに早く配布をしても予定が立っていない場合が多くあります。実施の3ヶ月前を目安に配布すると良いでしょう。

<調査内容>

- ・ 受け入れの可否
- ・ 受け入れ希望人数
- ・ 受け入れ可能性別
- ・ 家族構成（ペットを含む）
- ・ 体験のおおまかなメニュー
- ・ その他の希望

＊ 集合場所から受入家庭までの移動に車が必要な場合は、自家用車の有無も確認しましょう。

その際に、車両にかかる保険に加入していることを確認しましょう。被保険者以外が運転をすることが想定される場合は、搭乗者傷害保険に加入しておくとう良いでしょう。

希望調査票を回収し、受け入れ先が必要戸数になるように調整し、受け入れ先の名簿を作成しましょう。

＊ 一般の農林漁家での受け入れの場合、冠婚葬祭や家人の急病など突発的な事で予定していた受け入れ先での受け入れが困難になる場合があります。そのような場合に備えて、予備の受け入れ先を確保しておくようにしましょう。

受入家庭名簿の例

**学校宿泊体験				
*月*日～*日		到着：**時	出発：**時	
受入家庭		体験内容	受け入れ人数	備考
1	** **	酪農体験	男 4名	犬 2 匹
2	** **	稲作体験	女 4名	
3	** **	漁業体験	男 5名	
合計		**名	男*名 女*名	

各種体験プログラムの手配

トレッキングやラフティングなどの自然体験など全体
で実施する体験プログラムの手配・調整を始めましょう。

学校との連絡調整

①児童の班分け

受け入れ先の規模や、児童の希望する体験に応じて、グループに分けます。実際の児童の班分けについては、学校に任せます。

②受け入れ先の決定

受け入れ先の一覧表を学校に送付し、受け入れ先に宿泊する児童の振り分けを決めてもらいます。

- ＊ 引率教師・保健師は別の宿泊先を利用いただき、本部を設置します。
- ＊ 教師も児童と一緒に宿泊体験をすることを希望される学校もあります。

決定後、受け入れ先の割り振り一覧表を作成しましょう。
(事務局・先生用)

割り振り一覧表の例

No.1	＊＊ ＊＊宅	
住所	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
電話	＊＊＊-＊＊＊-＊＊＊＊	
児童	男 6名	
1班	氏名	役割
	＊＊ ＊＊	班長
	＊＊ ＊＊	食事係

③受け入れ先位置図・巡回ルートの設定

受け入れ先の位置関係・移動所要時間が分かる図を作成し、巡回ルートを設定しましょう。

④児童のプロフィール、健康調査の受け取り

全児童のプロフィール・健康状態については、食物アレルギーやアトピー、ぜんそく、など児童の命に係わる事項も含まれるため、必ず事前に確認しましょう。
学校に事前に準備していただくものとして、以下のような情報が挙げられます。

学校に事前に準備していただくもの

a) 地域受入 協議会用	・児童の名簿（全員分） ・児童の健康状態調査票（全員分）
b) 受け入れ 先用	・児童の自己紹介カード（受け入れ人数分、写真付きが望ましい） ・児童の健康状態調査票（受け入れ人数分）

健康状態調査票例

＊班	受入家庭 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 宅	担当氏名： ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 連絡先：携帯 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊
児童氏名： ＊ ＊ ＊ ＊ ＊		
注意事項		
病名・症状	対処法	
そばアレルギー ＊そば枕不可	症状が出た場合は、担任に連絡。	
動物アレルギー	薬を持参。 動物のいる場所には行かないようにしてください。	
アトピー	服用薬を持参。	
喘息	吸引薬を持参。 症状が出た場合は、担任に連絡。	

＊ 児童のプロフィール、健康状態調査票については、個人情報であるため、取り扱いには十分注意を払いましょう。

⑤持ち物確認

児童が持参する必要があるものについて連絡しましょう。体験毎に必要なとなる備品等がありますが、なるべくどの体験にどのようなものが必要か明記しましょう。

<持参していただくもの> ●農作業体験 ・動きやすく汚れても良い服装（ジャージ、シャツ） ・汚れても良い靴または長靴 ・軍手 ●登山体験 ・動きやすく汚れても良い服装（ジャージ、長袖シャツ）
--

- ・ 汚れても良い靴
- 郷土食体験
 - ・ エプロン
- その他
 - ・ 洗面道具（歯ブラシ、シャンプーなど）
 - ・ タオル（入浴用、作業用）
 - ・ 寝間着
 - ・ 雨天時用のカッパ
 - ・ 洗濯用洗剤（2 回分）
 - ・ 常備薬 等

＊ 軍手やカッパなど忘れる児童のために、いくつか余分に準備をしておくといいでしょう。

⑥日程・時間、その他

受け入れ期間中のスケジュールを確定させましょう。個々のプログラムの配置だけでなく、到着・出発時間や歓迎式、お別れ式の段取りやタイムスケジュールなどを確認します。

その他、気になる点や注意して欲しい点などは受け入れ前にお互いしっかりと確認しあう必要があります。

＜対応が分かれる可能性があるもの＞

○食事メニュー

学校によっては、夕食メニューの統一や品数の一致などを求められる場合もあります。

○児童の外出

夜間の外出はもちろんですが、体験中は他の受入家庭との行き来を禁止するなど、決まり事が多い学校や、児童には他の児童がどこで体験しているのか知らせないという場合もあります。

○児童の携帯電話の使用

滞在中は原則、携帯電話の使用については制限することが望ましいと考えられます。ただし、市内見学など一部の体験では、緊急時の連絡のために携帯させた方がよい場合も考えられます。緊急時の対応も含めて学校側と事前に協議するようにしましょう。

また、児童に守って欲しいルールなどあれば事前に伝えましょう。

<宿泊体験活動中のルール>

○集落内でのルール

- ・集落内で人にあったら挨拶をしましょう。

○体験中のルール

- ・インストラクターの話をきちんと聞いて積極的に体験しましょう。

○受入家庭でのルール

- ・あいさつ、返事は必ずしましょう。
- ・一般家庭におじゃまするということをわきまえて、迷惑がかからないようにしましょう。
- ・自分のことは自分でしましょう。(布団の上げ下げ、食器の片付けなど)

関係機関への連絡

緊急時の対応のためにも、医療機関、消防、警察には、事前に宿泊体験活動の受け入れについて連絡を入れましょう。

- ・滞在期間

(*月*日 *:*~*月*日*:*)

- ・学年及び人員(児童数 男女別)
- ・事務局責任者名
- ・事務局連絡先

①医療機関について

- ・保険証のコピー診察の可否を確認しましょう
- ・アレルギーなど注意の必要な児童を受け入れる場合は、事前に連絡を入れましょう。

②連絡網について

関係機関と推進主体関係者、学校関係者がすべて掲載された連絡網を作成しましょう。常に連絡が取れるように携帯番号を控えておくといいでしょう。

* 個人情報であるため、取り扱いには十分注意を払いましょう。

(下見対応)

学校、担当の先生によっては、実際に児童がどのような受け入れ先・どのような環境で過ごすのか最終確認のために下見に訪れる場合があります。その場合、子どもたちが行う予定のプログラムのインストラクターや宿泊体験活動の受入家庭など、実際に子どもたちとともに時間を過ごす方が対応しましょう。

～1週間前

受け入れ先への通知

①日程・計画表 最終決定した、受け入れから出発までの日程・計画表を受け入れ先に通知しましょう。

②児童プロフィール、健康調査票

食材の準備のためにも1週間前には、どのような児童を何名受け入れるのか、受け入れ先にお知らせする必要があります。

学校から送られてきた児童プロフィール・健康調査票を受け入れ先に配布します。その際に、特に注意を払わなければならない児童について事前にチェックし、緊急時についての対応を事務局と受入家庭で確認しておきましょう。

また、受け入れ先で気になった点があれば、必ず事前に事務局に連絡するようにしましょう。

農山漁村体験プログラムの備品準備

伝統食体験や伝統工芸体験など、材料・備品が必要な体験については備品の発注をはじめましょう。

＊推進主体・受け入れ先どちらが手配・支払いを行うのか、事前にルールを作っておきましょう。

前日

欠席者の確認

前日に既に欠席が決まっている児童の確認をしましょう。欠席者がいる場合は、受け入れ先に連絡をいれます。

受け入れの確認

受け入れ先についても、安全に受け入れを行うことができるか確認しましょう。

＊ 家庭内に病人が出た場合は、児童の健康面に影響を及ぼすことがあるため受け入れ先を変更しましょう。

＊ 急に受け入れ先が変更する場合を想定し、早い段階で予備の受け入れ先を確保しておくといいでしょう。

当日

最終受け入れ人数の確認

最終的に受け入れる人数の確認をしましょう。欠席者がいる場合は、受け入れ先にその旨伝えましょう。

各受け入れ先に関するお願いの配布

○安全対策

手洗いや食品の取り扱いなど、再度安全には気をつけるようお願いしましょう。

○児童の健康状態確認

体調が悪くてもなかなか言い出せない児童もいます。体験前や体験後、児童の健康状態を確認しましょう。

また、食物アレルギーなどは当日、児童本人からも受入家庭に必ず伝えてもらうようにして、再度確認を行いましょう。

○プログラムの最終確認

長期の体験を受け入れる場合、受け入れ先ごとの体験や全体で行う体験など複数のプログラムが実施されます。体験の日時に間違いがないよう注意を促しましょう。

○その他

学校からの要望事項などを必要に応じて記載します。

【喫煙・飲酒】

児童の目の前では、喫煙は出来るだけ避けてもらい、節度ある飲酒に努めてもらうようお願いしましょう。また、児童の誤飲を避けるため、たばこや酒類の管理に気をつけるようお願いしましょう。

歓迎式（お別れ式）の運営

大型バスが駐車でき、受け入れる児童全員が集合できる場所で歓迎式を行いましょう。歓迎式には、これからお世話になる受け入れ先にも参加してもらいましょう。

<歓迎式>

- ① 受け入れ地域代表あいさつ
- ② 学校代表あいさつ
- ③ 受け入れ先あいさつ
- ④ 児童代表あいさつ
- ⑤ 受け入れ先紹介
- ⑥ 受け入れ先に移動

受け入れ先には車で来てもらい、そのまま受け入れ先の車で移動すると効率的です。

複数の集落など広域にわたって受け入れを行う場合は、各地区までバスで移動しましょう。

引率教師の巡回案内 引率教師の希望により、各受け入れ先を巡回案内します。

夜間等緊急時の対応 緊急事態が起きた場合は、速やかに関係者に連絡をいれましょう。必要に応じて、病院、消防署、警察署に連絡を入れます。

児童の健康チェック 長期の受け入れを行う場合は、毎日児童の健康をチェックしましょう。毎日、健康チェック表を記入させるとよいでしょう。

健康チェック表の例

1 班	児童氏名：** **
*月*日	体温 朝：*度 夜：*度
	コメント
*月*日	体温 朝：*度 夜：*度
	コメント
*月*日	体温 朝：*度 夜：*度
	コメント

受け入れ後

請求書・領収書の発送 学校に請求書を発送し、入金が確認されたら、領収書を発送します。

各受け入れ先への体験料支払い

受け入れ先に体験料を支払います。体験料の支払いについては、推進主体で定めたルールに則って支払いましょう。事務局への協力金や保険金を事前に徴収する場合は、その旨記載された内訳と領収書を必ず発行します。

受け入れ先・学校へ事後アンケートの実施

今後の受け入れがよりよいものとするために、受け入れ先に対して事後アンケートを実施しましょう。

<受け入れ先事後アンケート>

- ・ 安全に体験を実施することができたか
- ・ 危険を感じたことはなかったか
- ・ 子ども達への対応で困ったことはなかったか
- ・ その他課題に感じたことについて

また、必要に応じて学校（児童・教師）に対してもアンケートを実施しましょう。

<児童事後アンケート>

- ・ 安全に体験を実施することができたか
- ・ 受け入れ先で困ったことはなかったか
- ・ その他課題に感じたことについて

<教師事後アンケート>

- ・ 求めていた学習効果は得られたか
- ・ 安全管理について不安はなかったか
- ・ 指導者（受入家庭）について
- ・ その他課題に感じたことについて

受け入れ先反省会の開催

実際に受け入れを行った家庭を集めて反省会を行いましょう。受け入れ先ごとの工夫点や児童たちとの交流のポイント、課題に感じていることなどなんでも話し合しましょう。

＊受け入れ後特に注意すべきことは、

- ・振り返りを行う
- ・良い点、悪い点について共有化を行う
- ・お互いに評価する

安全管理について最も重要視されている宿泊体験活動にとっては常に緊張感を持って、児童を受け入れていく必要があります。

また、何度か受け入れを行った受け入れ先が常にモチベーションを保つためには、「評価される」ということも必要となります。「定期的なチェック」や「他人からの評価」が安全に事業を実施していくための必須事項と言えます。

事業報告書の作成

地域受入協議会では、受け入れ終了ごとに事業報告書を作成し、計画の進捗や問題点などをきちんと評価することによって、継続的な改善につなげましょう。

一般的な宿泊施設としての設備要件

項目	内容	関係法令
客室	客室の大きさ、客室の明るさや換気などを確保するために設置しなければならない窓、火災地震等の避難や救助のために設置しなければならない窓、客室の仕上げ材料の規制などがあります。 ・大きさ（広さ、高さ） ・窓の位置と大きさ（採光窓、換気窓、排煙窓、非常用進入口） ・仕上げ材料（天井、壁、床、カーテン等） ・設備（一般照明、非常用照明、感知器）	・建築基準法、同法施行令 ・旅館業法、同法施行令 ・消防法、同法施行令 等
廊下	両側に客室がある場合は片側に客室がある場合より広く取ることになっています。	・建築基準法、同法施行令 等
階段	上下階へ安全に移動するために、一段の高さや奥行き、階段や踊り場の幅などの基準が決められています。また、建物の規模や間取りに応じて災害時に安全に避難できるように階段の位置や数も決められています。	・建築基準法、同法施行令 等
厨房・調理場	火を使う部屋なので天井や壁は燃え難い材料を使い、水や油に対しても掃除のしやすい材料で仕上げます。調理を行うにあたっては決められた機能の機器を使用し、衛生管理が行き届くような設備となるように決められています。	・建築基準法、同法施行令 ・食品衛生法、同法施行令 等

項目	内容	関係法令
帳場	宿泊する客と対面するのに望ましい玄関脇などに、帳場又はこれに代わるカウンターに類するものを設けて、宿泊者の出入りを管理することが義務づけられています。	・旅館業法、同法施行令
洗面所	宿泊者の需要を満たすことのできる適当な規模の洗面設備を備えなければなりません。共同の洗面所を設ける場合、給水栓の数は収容人員 5 人当たり 1 個以上付けなければなりません。	・建築基準法施行令 ・旅館業法、同法施行令 等
浴室	共同浴室を作る場合は原則として男女別に分け、脱衣場を設けなければならないことになっています。また、浴槽、洗い場は収容定員に応じて適当な広さや設備が求められています。	・建築基準法施行令 ・旅館業法、同法施行令 等
便所	便所は水洗式で、共用のものにあっては男子用及び女子用に分けて、それぞれ設備しなければなりません。望ましい便器の数は収容定員に応じて大便器、小便器の数が決められています。	・建築基準法施行令 ・旅館業法、同法施行令 等
排水処理	台所や風呂、洗面所やトイレの汚水・雑排水処理のために合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。さらに浄化槽からの放流先は、敷地内の浸透式トレンチなどや公共下水道と決められています。	・建築基準法 ・浄化槽法 ・水質汚濁防止法、同法施行令 等
避難器具	火災時の消火活動や避難誘導のために、消火器や避難はしご、誘導灯や火災報知器など色々な設備を設置しなければなりません。	・建築基準法、同法施行令 ・消防法、同法施行令

地域受入協議会の準備チェックリスト

時期	チェック	業務内容
6ヶ月前	☐ ☐	下見対応 受け入れスケジュールの検討
3ヶ月前	☐ ☐ ☐ ☐	各家庭受け入れ希望調査 受入家庭名簿の作成・発送 受入家庭位置図の作成・発送 巡回ルートの設定
1ヶ月前	☐ ☐ ☐ ☐	☐ 受け入れスケジュールの確定 児童班分け後の人数・性別確認 児童の健康状態・アレルギー等の確認 持ち物（体験に必要な備品、宿泊に必要な持ち物）連絡
1週間前	☐	受入家庭への通知（日程、名簿、プロフィール）
前日	☐	出欠、健康確認
当日	☐	最終人数確認
当日	☐	受け入れに関するお願いの配布
当日	☐	引率教員の巡回・案内
事後	☐	学校への請求・領収書の発送
事後	☐	受入家庭への事後アンケートの実施・集約
事後	☐	受入家庭反省会の実施
事後	☐	各家庭への体験料支払い明細作成・発送
事後	☐	各家庭への体験料の支払い
事後	☐	時期受け入れに関する通知
適宜	☐ ☐	安全講習会の実施 新規受入家庭の確保

受け入れ先の準備チェックリスト

時期	チェック	業務内容
6ヶ月前	☐	下見対応（必要があれば）
3ヶ月前	☐ ☐	受け入れ希望調査の記入 家庭状況の報告（家族構成、ペット等）
1ヶ月前	☐ ☐ ☐	体験・宿泊準備備品の連絡（事務局に） 寝具等の準備（清潔なもの） 安全・衛生確認
1週間前	☐	食材の準備（メニューの検討）
当日	☐	児童の健康・アレルギー確認
当日	☐	出欠確認
適宜	☐	安全講習会の受講

参考文献

書籍

- 「エコツーリズム さあはじめよう」平成 16 年 11 月初版第 1 刷 編集：環境省、財団法人日本交通公社 発行：財団法人日本交通公社
- 「修学旅行実施マニュアル CD-ROM for Windows」財団法人全国修学旅行研究協会
- 「実践講座インタープリテーション 楽しいツアーづくりのためのプログラム開発と伝えるテクニック」平成 14 年 5 月 初版第 1 刷 財団法人日本交通公社
- 「地域ぐるみグリーン・ツーリズム運営のてびきー都市と農山漁村の共生・対流ー」平成 16 年 5 月第 4 刷 編集：財団法人都市農山漁村交流活性化機構 発行：社団法人農山漁村文化協会
- 「データブック教育旅行白書 2007 年版」平成 19 年 1 月 財団法人日本修学旅行協会
- 「とべ！緑の教室ー武蔵野市セカンドスクールの挑戦ー」平成 15 年 1 月初版第二刷 小原康子 協力：武蔵野市教育委員会
- 「農林漁家民宿開業の手引き」平成 15 年 8 月第 2 版第 1 刷 財団法人都市農山漁村交流活性化機構
- 「魅力ある自然ガイドツアーづくりの手引き」平成 17 年 3 月 財団法人日本交通公社

各種報告書

- 「学校教育における農山漁村体験の促進に関する連携方策調査」平成 15 年 3 月 農林水産省農村振興局
- 「農家民宿における安全管理の状況別対応解説集ー農家民宿等における安全対策の実践事例ー」平成 19 年 3 月財団法人農山漁村交流活性化機構（農林水産省補助事業 滞在型グリーン・ツーリズム振興事業 平成 18 年度農林漁業体験民宿安全管理等調査検討事業）
- 「農家民宿における安全管理の状況別対応解説集ー農家民宿における安全管理の状況別事例と対応策（屋内・外編）ー」平成 19 年 3 月財団法人農山漁村交流活性化機構（農林水産省補助事業 滞在型グリーン・ツーリズム振興事業 平成 18 年度農林漁業体験民宿安全管理等調査検討事業）
- 「農家民宿における安全管理の状況別対応解説集ー農家民宿の責任と保険編ー」平成 19 年 3 月財団法人農山漁村交流活性化機構（農林水産省補助事業 滞在型グリーン・ツーリズム振興事業 平成 18 年度農林漁業体験民宿安全管理等調査検討事業）
- 「農家民宿における安全管理の状況別対応解説集ー地域ぐるみの受入体制編ー」平成 19 年 3 月財団法人農山漁村交流活性化機構（農林水産省補助事業 滞在型グリーン・ツーリズム振興事業 平成 18 年度農林漁業体験民宿安全管理等調査検討事業）

農山漁村における宿泊体験活動の受け入れのための手引き
～子ども農山漁村交流プロジェクトの推進に向けて～

平成20年3月

発 行 農林水産省農村振興局企画部農村政策課
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5445)
